

14 選挙

代理投票、点字投票

身 知 精 難

投票所において、字を書くことが困難な方には、係員が投票のお手伝いをします。

対象者	投票方法	内容
①身体が不自由などのために字の書けない方	代理投票	係員がご本人の意思を確認の上、投票用紙に代筆します。
②点字を使用される方	点字投票	点字による投票が可能です。点字器は投票所に用意してあります。
窓 口	・各投票所 ・選挙管理委員会事務局(市役所3階) 電話 047-445-1539 FAX 047-445-1400(代)	

郵便による不在者投票

身

次に該当する選挙人は、ご自宅から郵便等による投票ができます。

対象者	投票方法	
次の①～③のいずれかに該当する方	「郵便等投票証明書」を提示し、投票用紙等の請求をすると投票用紙と投票用封筒がご自宅に送付されます。 投票用紙に候補者名等を記載し、返信用封筒を使って、選挙管理委員会まで送付してください。 詳しくは選挙時にご案内します。	
①身体障害者手帳		
両下肢、体幹、移動機能		1～2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸		1級、3級
免疫、肝臓		1～3級
②戦傷病者手帳		
両下肢、体幹	特別項症～第2項症	
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症	
③介護保険の被保険者証		
要介護状態の区分	要介護5	
必要な手続き	「郵便等投票証明書」をあらかじめ交付されている必要があります。 郵便等による不在者投票を希望される方は、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。	
代理記載	上記対象者に該当する方で、自ら字が書けない方(下記対象者に該当する方)は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方に投票用紙の記載をしてもらうことができます。 【対象者】 ①身体障害者手帳に上肢又は視覚の障がい1級と記載されている方 ②戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障がい1級から第2項症までと記載されている方	
窓 口	選挙管理委員会事務局(市役所3階) 電話047-445-1539 FAX 047-445-1400(代)	

